

1 こどもや若者の権利の保障～意見表明の権利について～

趣旨

国は、すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、基本的な理念（こども基本法3条）をはっきりとさせ、社会全体で、こどもに関する取組を進めるために、こども基本法を作りました。

和歌山県では、国の方針に沿って、和歌山県こども計画を令和7年3月に作り、こどもまんなか社会の実現に向けて努めています。

基本的な理念のうち、全てのこどもが意見を表明する機会が確保されることに着目し、意見をおとなに伝えることの重要性・活性化させるための方法について議論を行います。

【前提】 こども基本法（第3条、第11条）、和歌山県こども計画基本理念・基本方針

論点

- ①こども基本法について、県内のこども・若者がどの程度認知しているかを調査したところ知っていると回答した方が約1割という結果になりました。
どのような啓発が効果的でしょうか。
- ②おとなに対して意見表明はできていると感じますか。
（表明できた／できなかった場面や理由も含めて）
- ③こどもや若者が意見表明するためにどのような取組が考えられるでしょうか。
政策を提案してください。